

急傾斜地崩壊対策事業について (堺市急傾斜地崩壊防止工事負担金助成要綱)

◆経緯

大阪府が実施する急傾斜地崩壊対策事業は受益者負担が必要。一軒でも負担金支払いの同意が得られなければ対策事業を実施できない。受益者に対して、堺市が全額助成をすることにより、市内における当該工事の実施を促進し、急傾斜地の崩壊による災害から市民の生命、財産等を守り、安全・安心なまちづくりを促進する。

(堺市急傾斜地崩壊防止工事負担金助成要綱の制定 令和元年8月施行)

◆内容

令和2年に地元より急傾斜地崩壊対策事業実施について西野（1）地区より要望があったため、令和元年に施行した「堺市急傾斜地崩壊防止工事負担金助成要綱」に基づき堺市が受益者に対し、全額助成をする準備を進めている。

◆効果

地権者の理解・同意を得ることができ、本市内の危険ながけ地を減らすため、急傾斜地崩壊対策事業の実施に向けた準備を進めている。



令和2年7月説明会